



市大会スローガン  
きそえ つどえ かがやけ 農と輝の大地で

希望郷いわて国体市実行委員会では、ホームページ (<http://www.hachimantai-kokutai.jp/>) やfacebookで情報を配信中！  
右のQRコードを読み取ると、直接ホームページにアクセスできます。



Vol.12

### まいぎりで生み出す国体の炬火

炬火とはオリンピックの聖火にあたるもので、国体の期間中、選手たちを見守るシンボルとなります。

希望郷いわて国体では、県内33市町村でおこした火を、10月1日に北上総合運動公園にて行われる総合開会式に持ち寄り、一つにして「希望郷いわての火」を完成させます。

市は、市内全ての小学校で採火式(火おこし)を行います。その後、それぞれの火を一つに集める集火式(8月予定)を行います。そこで誕生する火が「八幡平市の火」となります。

紀の国わかやま国体総合開会式で炬火台に点火される炬火



写真提供：紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会

火おこしは、現在ではあまり見ることのない「まいぎり」という道具を使い、木の摩擦熱を利用した方法で行います。



### 炬火の名前を募集します

市は、「八幡平市の火」の炬火名を募集します。募集テーマは、市の歴史、文化、自然など魅力をPRするもので、『八幡平市らしさ』を表現したものとします。

入賞者には、記念品を贈呈します。

詳しくは、本紙と同時配布される募集チラシをご覧ください。皆さまのご応募お待ちしております。

市国体サポーターズ応募者数(本大会)  
【平成28年4月26日現在】

898



皆さんの応募お待ちしております

### 地域おこし協力隊だより 27



今月の担当  
菊池 光洋 さん

八幡平市に来てから興味を持った松尾鉦山。以前、鉦山跡地の植樹活動に参加した際、初めて通ったアスピーテラインの大自然の中に、なぜ廃墟があるのかと衝撃を受けました。

それから、歴史を調べ、当時に働いていた人の話を聞くうちに、これは八幡平市にしかない個性だと考えるようになりまし。柏台や大更の街を歩いた時に、何で飲み屋が多いのか、なぜここに家があるのかという疑問は、歴史を知れば見えてきます。その目に見えるようにガイドができるようになりたいです。もうひとつ興味を持ったこと、それが七時雨マウン



昨年の七時雨マウンテントレイルフェスの様子

テントレイルフエスです。皆さん、トレイルランニングをご存じでしょうか。簡単に言えば山を走るスポーツですが、七時雨の大自然が楽しめます。

本イベントは、平成25年から東京在住の方を中心に運営され、本年度大会4年目を迎えます。今回から私はその後任として事務局員を務めています。第1回からボランティアで携わってきた大会を今後も続けていきたいと思っています。今後このような活動を続けながら将来、八幡平市で仕事をしたいです。

### 健康状態をチェックし介護予防

市は、高齢者がいつまでも元気で暮らせるよう、介護予防を目的に、「いきいき！チェックリスト」の調査を実施します。

回答いただいた方には、生活上のアドバイスが記載された「結果アドバイス票」が郵送されます。回答へのご協力をお願いします。

■対象者 要支援・要介護認定を受けていない65歳から74歳までの方。

#### ■調査方法

- 5月下旬に対象者へチェックリストを郵送します。
- チェックリストは、日ごろの生活や健康状態について「はい」「いいえ」で答える簡単なものです。
- 回答が終わったら、同封の返信用封筒で郵送してください(切手は不要です)。
- 8月中旬に「結果アドバイス票」を郵送します。

■回答期限 6月3日(金)まで  
調査の結果、介護予防の必要性が高いと判断される方に

は、アドバイス票と併せて「いきいき！健康教室」のご案内をします。

「いきいき！健康教室」は、軽体操やバランスのよい食事づくりなどを通して、介護予防を学ぶ教室です。案内が届いた方は、ぜひご参加ください。

また、チェックリストの項目から、普段の自分の生活状況や身体の状態を見つめ直し、介護予防に努めましょう。

詳しくは、市地域包括支援センター(市役所健康福祉課内、☎ 内線1094、1095)まで。



チェックリストの回答を郵送すると

結果アドバイス票が届きます



### 子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎ 内線1108

#### 子育て支援ヘルパーをご利用ください

市は、子育て支援ヘルパー派遣事業を実施しています。

産前・産後の妊産婦は、日常生活での負担や不安が大きくなります。産前・産後の時期に、訪問による支援を行い、子育ての手助けをするのが、この事業の目的です。

■料金 無料(6回まで)

■内容 家事援助(日常的な炊事、洗濯、掃除、買い物)や育児補助、病院や健診への付き添いなど(サービスは、親の子育てを支援するために行っていますので、親がそばにいないことが必要です)。

■利用時間 午前9時から午後5時まで(日曜、祝日および年末年始を除く)

■その他 利用対象者は、昼間に当該妊婦または母親などを援助する人がいない世帯。既定の利用回数を超えた場合は、実費を負担いただきます。

利用対象者	利用期間	利用回数時間
母子手帳交付後の妊婦がいる家庭	母子手帳交付後から出産予定日まで	6回以内とし、1回当たり2時間以内
1歳未満の乳児がいる家庭	1歳になる前日まで	6回以内とし、1回当たり2時間以内
3歳未満の2人以上の多胎の子がいる世帯又は3歳未満の子がいるひとり親家庭	双子以上の出産やひとり親世帯などの場合は、出産後3年まで	1歳になる前日まで、1歳から2歳になる前日まで、2歳から3歳になる前日まで、各6回以内

■利用の流れ 妊娠を届け出る際に窓口で申込書などを配布します→利用希望者は、申込書と確認事項を市役所地域福祉課または各総合支所に提出してください→地域福祉課で審査の上、申込者に利用券を送付します→利用券が届いたら、利用希望日の1週間前までに受託事業者へ電話で利用申し込みをしてください→サービスを利用開始できます

■受託事業者 J A新しいわてホームヘルプステーション西根(☎70-2181)